

## 委員会からのお知らせ

### 第217回食品安全委員会議事概要

日時:平成19年11月29日(木) 14:00~14:50

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:12名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 3品目

- 1) ジメトモルフ
- 2) フェンアミドン
- 3) ピロキロン

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 殺菌剤で、ぶどう、きゅうり等に使用し、みかんへの適用拡大申請がされています。
  - 2) 殺菌剤で、ぶどう、はくさい等に使用し、ばれいしょ、キャベツ等への残留基準値の設定が申請されています。
  - 3) 殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 2)、3)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物「加工デンプン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「評価の対象となった11種類の加工デンプンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 農薬/動物用医薬品「シロマジン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「シロマジンの一日摂取許容量(ADI)を0.018mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) 動物用医薬品「シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%)」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「本製剤の主成分であるシロマジンの一日摂取許容量(ADI)を0.018mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) デンプンを化学的に加工したもので、糊料、乳化剤、増粘安定剤等として欧米諸国等で広く使用されています。
- 2) 殺虫剤で、トマト、なす、しゅんぎく等に使用し、ミニトマト、メロン、チンゲンサイ等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。
- 3) 産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。